

【Reference Review 65-3 号の研究動向・全分野から】

消費税率引き上げをめぐる

経済学部教授 高林 喜久生

2019年10月より消費税率が8%から10%に引き上げられた。2015年10月、2017年4月の2回にわたって先送りされた後の引き上げであった。この消費税率の引き上げをめぐる様々な議論が展開されたが、その中で注目すべき論点である(1)景気や財政への影響、(2)軽減税率の是非、(3)商取引多様化の影響、(4)地方消費税の在り方、についての論考を見ていこう。

まず、消費税率引き上げによる財政と日本経済への影響を検討した永濱利廣「財政と日本経済—来る消費増税、政策・経済の関係深く—」(『統計』、日本統計協会、2019年7月号)を取り上げよう。同論文では、前回の2014年4月の3%引き上げ時と比べて影響について「経済成長押し下げ圧力は▲0.7%と前回の4割強」と試算している。その背景には軽減税率やポイント還元、プレミアム付き商品券など財政対策に基づく緩和措置が存在している。しかしこのことは財政再建からは遠ざかることを意味し、「財政赤字削減効果は前回の1/9程度にとどまる」と指摘している。平賀一希「消費増税は景気を悪くするのか?—税制とマクロ経済学—」(『経済セミナー』日本評論社、2019年8/9月号)は、消費増税が景気にどのような影響を与えるかについて理論的背景から検討している。同論文は、議論の背景となる理論モデルにおいて価格が硬直的と仮定される場合(乗数理論モデル)では増税によるマイナス効果は大きく、価格が伸縮的と仮定される場合(新古典派モデル)では増税によるマイナス効果は小さく、確定的な結論は得られていないと指摘する。前述の永濱論文の背景にある理論モデルは基本的に前者の立場に立っているといえるだろう。

前述のように今回の消費税率引き上げでは、景気への影響や家計負担の考慮のため様々な緩和措置が取られたが、とりわけ食料品類の税率が据え置きとなり、軽減税率がはじめて導入されること

となった。軽減税率の導入についてはほとんどの経済学者・財政学者が反対の立場を取るが、林宏昭「租税原則と消費税」(『租税研究』2019年7月号)は、「軽減税率を必要と考える少数派」の立場から「それにはできるだけ簡素な方式が望ましい」と主張する。同論文が、軽減税率賛成の立場を取るのには、「逆進性への配慮」にあるが、実証研究結果から逆進性が一番大きいのは光熱・水道であり、「軽減税率の対象は食料品よりも光熱・水道だろう」と指摘する。

消費税は少子高齢化に対する財源として最有力と見られてきたが、近年著しい経済取引のグローバル化やICT化に対しては弱点も存在する。西村幸浩「なぜ消費税を上げるのか?—最適課税理論と日本の選択肢—」(『経済セミナー』日本評論社、2019年8/9月号)では、「今日、増大している電子商取引(e-commerce)やシェアリングエコノミー(インターネットやスマートフォンを介した、民泊やカーシェア)は、(大手)企業を通さない直接販売であったり消費者間取引(CtoC取引)であったりするため税務当局による捕捉が難しく、課税対象から漏れる可能性が高い。」「これら課税の難しい対象に対しても、納税者の合意を得ながら、できるだけ漏れの無い術を見つけていくことが、今後必要となる。」と指摘する。

また、一般に引き上げ後の消費税率の税率は10%とされるが、正確には国税の消費税(7.8%)と、地方の財源である地方消費税(2.2%)を足しあわせたものである。上村敏之「消費税と地方税の関係は?—安定財源としての地方消費税—」(『経済セミナー』日本評論社、2019年8/9月号)は、実証研究結果をもとに地方消費税は地方税に求められる「高い普遍性と安定性を兼ね備えた地方税であること」を示している。また西沢和彦「地方消費税の在り方—平成30年改正の評価—」(『JRIレビュー』日本総合研究所、Vol.2019, No.7)は、「地

方消費税の在り方は、地方税の枠組みにとどまらず、財政健全化を進めるうえで欠かせない消費税という税目に対する国民の信頼にもかかわる極めて重要な問題である」と論じる。

今回の税率引き上げを経て、2020年度一般会計歳入予算において消費税収は約21.2兆円（消

費税率10%のうち7.8%分に対応）と予算全体の21.2%を占め、所得税の19.5兆円（19.0%）を上回り、今や最大の税目となっている。消費税の存在感の高まりは、エビデンスに基づいた多角的検討の重要性をますます増大させているといえよう。

【Reference Review 65-4 号の研究動向・全分野から】

経営のグローバル化： コーポレートガバナンスとサステナビリティから考える

国際学部教授 小林 敏男

IT企業の雄GAFA（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）に限らず、企業経営のグローバル化は、日本企業の間でも顕著なものとなり、宮島（2019）が示しているように、日系リーディング企業の「海外売上高比率は、上位10社の加重平均で2000年度の46.1%から2017年度には69.8%に、また上位100社でも34.3%から過半となる51.7%まで急増した」（p.6）。これらは、成長戦略の一環として海外への直接投資、M&Aを積極化させたためである。いきおい、グローバル企業は事業の多角化のみならず地理的にも多面化し、グループ企業に対する内部規律統制（マネジメント）と、親子上場等に象徴される国際的コーポレートガバナンス問題に直面するようになった。

前者の内部規律統制問題は、日系企業特有のニッチセグメントの獲得をめざした多角化が国際市場では成果を上げられていない資本効率上の問題に起因しながらも、結局は構造上の子会社経営者と親会社株主との利害対立構図として取り扱うことも可能で、それゆえ、後者の国際的コーポレートガバナンス問題に収斂させて考察することも可能である。

しかしながら、資本効率の良し悪しを検討する組織体制を組み入れながら、グループ経営として方針をどのように掲げ、グローバルな協働体制をいかに構築していくかについては、国際グループ

経営問題として今後も深く検討していかなければならない（竹田、2019）。

次に国際的コーポレートガバナンス問題については、より具体的な問題解決が求められているようである。原田（2019）は、「日本法人の子会社である外国会社の取締役に対して、親会社株主が、代表訴訟（いわゆる二重代表訴訟）を提起したとする。その場合、裁判所はいずれの国の法によって、事案を処理するのか。親会社たる日本法人の従属法（設立準拠法）のみによるのか、子会社のそれによるのか。あるいはそれ以外の方法によるのか」と問いを投げかける。

この問題は、単なる準拠法の選択問題だけではなく、その適用と正当性構成が絡むだけに難しいケーススタディになる。子会社が未上場企業であれば、それほど大きな問題ではないかもしれないが、親子上場の場合、海外現地子会社には、現地での法（制度）と株主（価値観）を抱えているため、少数株主保護等のことからしてもなかなか難しい議論が予想される。

さて、グローバル企業にとってのもう1つの共通課題は、地球環境、地域振興にも配慮したサステナブル経営である。環境・社会・経済の3理念を同時並行的に成長・充実させるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能発展諸目標）経営が求められている。そうした中で、経済、すなわち資本市場の観点からSDGsの推進を目指